

手稲区デマンド交通マネジメント業務に係る提案説明書

1 業務の名称

手稲区デマンド交通マネジメント業務

2 趣旨

本説明書は、「手稲区デマンド交通マネジメント業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

手稲区においてジェイ・アール北海道バス株式会社が運行する富丘高台線の廃止に伴い、代替交通の導入検討のため、令和4年11月から手稲区デマンド交通実証実験を開始した。

令和7年3月末をもって、当該実証実験の期間が満了となることに伴い、令和6年10月に開催した札幌市公共交通協議会地域公共交通会議手稲区部会において、令和7年4月からの当該デマンド交通の本格運行移行について諮り、合意を得たところ。

本業務は、これまでの実証実験で得た成果を踏まえ、本格運行へ移行することにより、継続して当該地域住民の生活の足の確保を図ることを目的とする。

4 業務の内容

別紙仕様書のとおり

5 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

6 業務提案の上限額

金 21,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ただし、上記金額は、当該業務の費用から提案者の収入として扱う運賃収入等を差し引いた業務履行期間（3年間）における合計金額とする。

令和4～6年度の実証実験における運賃収入及び協賛金収入の実績額及び令和7年度以降の想定額は以下のとおり。

(円)

	運賃収入	その他収入 (協賛金収入)	合計
令和4年度(令和4年11月～令和5年3月)	443,750	—	443,750
令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)	1,444,950	—	1,444,950
令和6年度(令和6年4月～令和6年9月)	716,250	137,280	853,530
本業務における3年間の想定合計額 (令和7年4月～令和10年3月)	5,775,000	1,800,000	7,575,000

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)スケジュール	運行開始から3年間にわたる運行の検証も含めたスケジュール	A4判1ページまで
(2)実施体制	提案者及び配置予定者の業務実績、同種・類似業務の実績、緊急時の連絡体制	
(3)提案内容(予約システム・受付)	予約システムの概要、予約受付体制(電話、WEB)	A4判2ページまで
(4)提案内容(運行車両の調達)	運行に用いる車両の調達内容、デザイン	A4判1ページまで
(5)提案内容(運営・管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び関係者との調整 ・利便性向上にかかる取組 ・乗降場所目印の設置方法 ・収支改善に向けた取組 ・WEB予約促進に向けた取組 ・札幌市公共交通協議会地域公共交通会議の資料作成等 	A4判1ページまで
(6)提案内容(将来性、拡張性)	他地域へ展開した場合の効率的な運用体制・想定費用	A4判1ページまで
(7)提案内容(独自提案)	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(8)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

なお、(6)は業務提案額の積算に含まず、その他の項目は業務提案額の積算に含むこととする。

また、これまでの実証実験の内容をよく確認し、現状や課題を把握した上で企画提案

を行うこと。特に本格運行移行について協議を行った第9回地域公共交通会議手稲区部会の内容についてよく確認すること。

これまでの実証実験や協議会の開催内容については、以下の札幌市ホームページに掲載している。

URL https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/demand_teine.html

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者または登録申請中の者であること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本1部

(ア) 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

① 競争参加資格認定通知書の写し

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録申請中の場合は、入札参加資格申請書類一式の写し

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

イ 副本9部

上記(イ)の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記 13 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 12 月 24 日（火）15 時 00 分必着（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要なと認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和 6 年 12 月 17 日（火）17 時 00 分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第2号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記13の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「手稲区デマンド交通マネジメント業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は5件とする。なお、参加者が5件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度（説明15分・質疑15分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和6年12月26日（木）

二次審査 令和7年1月8日（水）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合にはくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1)スケジュール	実施スケジュールが妥当かつ具体的なものであり柔軟な調整が可能なものであるか	5
(2)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか ・同種・類似業務の実績があるなど、本業務の遂行に必要な予約システム・予約受付体制が構築できるか ・緊急時において、現地確認・利用者対応など迅速かつ的確な対応が可能であるか 	20
(3)提案内容（予約システム・受付）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、運行事業者いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか ・運用データの蓄積・分析が可能で、運行実績の検証や運行計画の見直しに利用できるものであるか 	20
(4)提案内容（運行車両の調達）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、運行事業者いずれにとっても効率的かつ利便性及び安全性の高い車両であるか ・利用者からの視認性が優れているか ・利用促進に繋がる外装であるか 	10

(5)提案内容（運営・管理）	下記項目を的確に実施することができるか <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域及び関係者への説明 ・ 利便性向上にかかる取組 ・ 乗降場所目印の設置方法 ・ 収支改善に向けた取組 ・ WEB 予約促進に向けた取組 ・ 札幌市公共交通協議会地域公共交通会議の資料作成等 	20
(6)提案内容（将来性・拡張性）	当該エリアで継続的に運行した場合や新たなエリアで運行開始した場合において、費用も含め効率的な運用が可能であるか	10
(7)提案内容（独自提案）	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	10
(8)費用	適当な金額であるか。	5
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容（参考見積内容を含む。）を変更した上で契約する場合がある。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、上記 8 に示した令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿への登録申請が却下された場合には、契約の相手方とはしない。

13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp